

一般財団法人南アルプスみらい財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人南アルプスみらい財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、南アルプスを訪れる人々を増やししながら自然環境の保全活動の拡充を図り、利活用と保全の好循環を生み出すことで、南アルプスの貴重な自然環境をより良い形で未来に引き継ぐことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 情報収集及び提供に関する事業
- (2) 自然環境の保全に関する事業
- (3) 関係団体等との連携及び支援に関する事業
- (4) 普及啓発に関する事業
- (5) 人材の育成に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

第3章 資産及び会計

(財産の拠出及びその価額)

第5条 この法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者 静岡県

現金 300万円

(財産の種別、基本財産の維持管理)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産であり、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立に際し基本財産として指定された財産
- (2) 理事会で基本財産とすることを決議した財産

3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理し

なければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするとき又は担保に供するときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配制限)

第10条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員3名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第 14 条 評議員に対して、各年度の総額が 100 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、報酬等として支給することができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員、理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分、除外又は担保の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

2 評議員は、理事長に対して評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができ、理事長は、評議員から請求のあった日から 30 日以内に評議員会を招集する。

3 理事長は、評議員会の日の一週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場

所、目的である事項等を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選によって選出する。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分、除外又は担保の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 21 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 22 条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 23 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から議長の指名した議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第 6 章 役員

(役員 の 設置)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 9 名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特殊の関係がある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事は、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員並びに使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員責任の免除)

第31条 この法人は、一般社団・財団法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事及び監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該理事及び監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、理事会の決議によって、同法第198条において準用する同法第111条第1項の理事及び監事の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第113条第1項2号に掲げる最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第34条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度に2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事を議長とする。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 26 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。ただし、第 35 条第 2 項に該当する理事会の議事録には、出席した理事及び監事が、記名押印又は署名する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、第 3 条、第 4 条及び第 12 条の規定についても適用する。

(解散)

第 42 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 44 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 45 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議より別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 46 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 47 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 委任

(委任)

第 48 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、令和 4 年 7 月 19 日から施行する。

2 この法人の設立時主たる事務所の所在場所を静岡市葵区追手町 9 番 6 号静岡県庁西館 8 階に置く。

3 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

吉崎 真司、山下 昭典、高畑 英治

4 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 戸野谷 宏、田嶋 太、菌田 靖邦、佐藤 洋一郎

設立時代表理事 戸野谷 宏

設立時監事 平岡 直子

5 この法人の設立者の氏名及び住所は次のとおりである。

住 所 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号

設立者 静岡県

6 当法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から令和5年3月31日までとする。

以上、一般財団法人南アルプスみらい財団設立のために、この定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

令和4年7月1日

設立者 静岡県

住 所 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事 川勝 平太

一般財団法人南アルプスみらい財団 令和6年度事業報告

事業計画に基づき、南アルプスの現場巡視、南アルプスユネスコエコパーク関係者との意見交換、防鹿柵設置等の環境保全活動及び普及啓発等の諸事業を実施した。

【事業の構成】

- 1 保全・活用促進事業
- 2 法人管理事業
- 3 受託事業

1 保全・活用促進事業

(1) 現場巡視及び調査事業

ア パトロール業務

南アルプスユネスコエコパーク核心地域を中心に、自然環境及び登山道、山小屋等の観光施設に関する現地情報の収集活動を行った。併せて、登山者や山小屋管理者と意見交換した。

活動期間	活動場所	日数
5月2日から4日まで	山塩館－鳥倉－三伏峠－本谷山	3日
5月10日	スリバチ沢(二軒小屋周辺)	1日
5月11日から12日まで	畑薙－茶臼岳	2日
5月14日から15日まで	榎島－聖沢－聖平	2日
5月18日	鳥倉－三伏峠	1日
6月13日から14日まで	悪沢－流沢(二軒小屋周辺)	2日
6月21日から23日まで	駒鳥池－荒川岳	3日
6月24日から27日まで	鳥倉－高山裏－内無沢－瀬戸沢	4日
6月29日	広河原	1日
7月4日から5日まで	広河原－北岳(北岳山荘、北岳肩の小屋)	2日
7月9日から11日まで	広河原山荘－北岳山荘－白根御池小屋	3日
7月12日から15日まで	広河原－北岳－間ノ岳	4日
7月18日から20日まで	広河原－北岳(北岳山荘、北岳肩の小屋)	3日
7月19日から20日まで	聖沢－聖平・薊畑	2日
7月23日から24日まで	畑薙－茶臼小屋－茶臼岳	2日
7月28日から30日まで	駒鳥池－千枚岳－丸山－荒川岳	3日
8月2日から4日まで	鳥倉－三伏峠－塩見岳－北俣岳	3日
8月9日	駒鳥池－千枚小屋	1日
8月22日から23日まで	聖沢－聖平・薊畑	2日
9月4日から5日まで	榎島－千枚小屋－千枚岳	2日
9月7日から8日まで	鳥倉－三伏峠－鳥帽子岳	2日
9月10日から11日まで	聖沢－聖平小屋－聖岳	2日
9月12日から13日まで	駒鳥池－千枚小屋－千枚岳－荒川岳	2日
9月27日から28日まで	芝沢－聖光小屋－聖平	2日
9月30日から10月3日まで	奈良田－間ノ岳－北岳(北岳山荘)－広河原	4日
10月4日から10月6日まで	榎島－千枚岳－荒川岳－荒川小屋	3日
10月12日	鳥倉－三伏峠	1日
10月20日から21日まで	畑薙－茶臼小屋－上河内岳	2日
10月26日から27日まで	榎島－赤石岳－百間平－赤石岳避難小屋	2日
合 計		66日

その他、麓地域の地域資源を把握するため、関係者と現地視察を行った。

イ 調査支援業務

(ア) 調査支援

静岡県の依頼に基づき南アルプスモデル推進事業(静岡県事業)に係る現地調査に同行し支援した。

(イ) 研究支援

南アルプス学会と連携し、南アルプス学研究フィールドステーションを運営した。6月13日から11月4日までに3団体延べ12人に利用された。

(ウ) 視察支援

南アルプスモデル推進に寄与しうる人材をアドバイザーとして麓地域視察に招待した。

ウ 情報提供業務

パトロール業務において収集した現地の植生、融雪状況等を行政機関や関係者に共有した。当該情報は、ニホンジカ対策や環境モニタリング等に活用された。

(2) 自然環境保全事業

ア 防鹿柵管理業務

静岡県から令和6年度南アルプス高山植物保全対策業務を受託した他、同業務の実施に必要な雪融け時期の現地調査及び関係者による情報共有会議を開催(3月13日)した。また、他組織が開催した会議に2回(1月21日、2月18日)出席し、情報提供を行った。

イ 高山植物種子保存プロジェクト支援業務

プロジェクトに参画する高校生を対象に講義を行った。

ウ 環境保全活動参加促進業務

南アルプス高山植物保護ボランティアネットワークと連携し、令和6年度南アルプス高山植物保全対策業務における防鹿柵管理へのボランティアの参画を進め、延べ48人が活動に従事した。

エ 企画提案業務

高山のお花畑のモニタリングを効率的かつ継続的に進めるため、情報共有体制の構築及び一般参画の推進に向けた取組(「お花畑みまもりプロジェクト」)の本格稼働に向け、事前調査や関係者調整及び助成金の申請を行った。

(3) 利活用促進事業

ア 大井川源流の碑設置事業支援業務

令和6年に南アルプスユネスコエコパークが登録10周年を迎えることを契機として、南アルプスユネスコエコパーク静岡地域連携協議会が主催する当該事業において、企画立案、関係者調整及び実務を行った。

(ア) 記念碑の制作

記念碑のデザイン案を制作・発注し、井川小中学校の生徒を対象に記念碑制作ワークショップを開催した。

(イ) ノベルティの制作

広報及び当該事業参加者へ配布するノベルティのデザイン案を制作・発注した。

(ウ) 銘板徒歩リレー

大井川河口部から間ノ岳直下(記念碑設置箇所)までの銘板の運搬者を募集・調整し、40団体延べ127人が参加した。

(エ) 記念碑運搬ボランティア(ボッカティア)

記念碑の基礎と台座を山梨県から間ノ岳直下(記念碑設置箇所)まで運搬するボランティアを募集・調整し、延べ33人が参加した。

(オ) 報告会

当該事業の参加者及び関係団体を対象とした事業報告会を開催した。事業のPRのため、一般来場者も来場可能とし、延べ約150人が来館した。

イ 交通アクセス改善検討業務

静岡県自然保護課が事務局を務める南アルプス交通アクセス改善検討会議に出席した。

日付	会議名	会場
令和6年5月8日	第4回南アルプス交通アクセス改善検討会議	静岡県庁
令和7年1月30日	第5回南アルプス交通アクセス改善検討会議	静岡県庁

ウ 交流人口拡充促進業務

- (ア) 南アルプス E-bike アドベンチャーツアー企画開発事業実施支援
 (公社) 静岡県観光協会が実施する当該事業において、山岳地域の自然解説や安全管理に関して助言及び現地視察支援を行った。
- (イ) 環境貢献プログラムの実施検討
 登山ツアーにおける環境貢献プログラムの実施に向け、関係者と実行可能なプログラムの検討や課題の整理を行った。

(4) 普及・啓発事業

ア 情報発信業務

財団ホームページや SNS を活用して、南アルプスの情報を発信した。

発信媒体	投稿件数
財団ホームページ	活動記録 7 件、イベントカレンダー (随時)
Facebook	9 件
Instagram	7 件

イ セミナー・連携イベント等実施業務

- (ア) 他団体との連携
 川根本町が主催する川根トレイル整備事業に参加した。
- (イ) 普及啓発活動の実施
 令和 6 年度南アルプスモデル推進業務を受託し、南アルプスの魅力や価値の発信を行うとともに、自然環境保全活動への参画の普及啓発を行った。

日付	テーマ	対象者	会場	参加者数
5月14日 ～8月1日	大井川源流の碑設置事業に参加しよう！	来店者	好日山荘静岡 パルコ店 (静岡市)	※
5月25日 ～26日	花咲く！ しずおか 南アルプス情報局	浜松花博 2024 来客者	浜名湖ガーデン パーク (浜松市)	167 人
6月4日 ～27日	南アルプス国立公園指定 60 周年記念写真展	来場者	静岡県立中央図書館 (静岡市)	※
6月8日	みんなで描く南アルプスの未来 ～南アルプスの『いま』と『未来』～	南アルプスユネスコエコパーク 登録 10 周年記念イベント来場者	井川ビジターセン ター (静岡市)	300 人
6月15日	南アルプスの今と未来	南アルプスユネスコエコパーク 登録 10 周年記念イベント来場者	青葉シンボルロード (静岡市)	157 人
7月20日 ～11月10日	企画展「南アルプス一山とともに生きる」	来場者	ふじのくに地球環 境史ミュージアム (静岡市)	※
8月18日	サイエンスカフェ「レンジャー が見た南アルプスの“今”」	来場者	ふじのくに地球環 境史ミュージアム (静岡市)	17 人
8月24日	南アルプスユネスコエコパ ーク環境講座 in 井川	来訪者	井川ビジターセン ター (静岡市)	28 人
9月12日	南アルプスレンジャーのミ ニ講座@山小屋	登山客	千枚小屋 (静岡市)	40 人
10月12日	南アルプスが輝く未来デザイン	井川マウンテンマラソン 2024 参加者	井川ビジター センター (静岡市)	41 人
11月4日	南アルプスユネスコエコパ ーク核心地域の魅力	来訪者	井川ビジター センター (静岡市)	69 人

11月15日	南アルプス普及啓発資材 PR	ESDフォーラムミュージアムジャック 2024 参加者	ホテルアソシア 静岡（静岡市）	70人
12月14日～15日	行動の輪がつくり出す輝く南アルプスの未来	南アルプスユネスコエコパーク 10周年記念大会参加者	静岡市民文化会館（静岡市）	290人
2月11日～12日	静岡県側の南アルプス山岳域を疑似体験しよう！	来店者	MARK IS みなとみらい（神奈川県横浜市）	150人
3月8日～9日	南アルプスの人々の暮らしと自然を次の世代に	南アルプスユネスコエコパーク 10周年記念シンポジウム	グランシップ（静岡市）	98人

※無人展示においては、不特定多数の来訪があるため、実績に人数を計上しない。

ウ 環境教育業務

小学生から労働世代までの幅広い年齢層に対して、南アルプスの魅力等を伝える出前講座を開催した。

日付	テーマ	対象者	会場	受講者数
4月30日	南アルプスの生物多様性の根源と種子保存プロジェクトの意義	静岡県立磐田農業高校種子保存プロジェクト参加者	静岡県立磐田農業高校（磐田市）	7人
5月7日	ふるさとの山「南アルプス」を感じよう	常葉大学教育学部付属橘小学校 5年生	常葉大学教育学部付属橘小学校（静岡市）	40人
5月24日	南アルプスの自然環境 その魅力と現状	中央動物専門学校 学生	中央動物専門学校（静岡市）	40人
6月6日	せかいにほこる南アルプス～たくさんのいきもの～	静岡市立井川小中学校・川根本町立光の森学園 1～3年生	川根本町立光の森学園（川根本町）	24人
7月25日	南アルプスの魅力と現状	大井川広域水道企業団職員	椛島（静岡市）	10人
3月1日	連携により広がる見守りの輪、保全活動の輪	南アルプス高山植物保護指導員研修	静岡県庁	51人

また、南アルプス地域に関する研修や視察等を行う団体等の支援を行った。

日付	内容	対象者	視察先等	人数
5月10日	南アルプス沢視察	静岡県	井川	1人
6月13日～14日	南アルプス沢視察	静岡県	井川	1人
6月25日～27日	南アルプス沢視察	静岡県	井川	-

(5) 企画業務

ア 静岡県「南アルプスパートナーシップ宣言」への参画

静岡市の実施する南アルプスユネスコエコパークにおける活動と連携を図っていくため、当該パートナー宣言式典に出席し、宣言文の取り交しを行った。

イ トランスジャパンアルプスレースを応援する会への協力

大会の応援に係る広報等を行い、当該イベントに協力・支援した。

ウ 山岳4団体との意見交換

日本山岳会静岡支部、静岡県山岳・スポーツライミング連盟、静岡県勤労者山岳連盟及び静岡市山岳連盟と意見交換を定期的（7月24日、10月24日）に行い、同団体が実施する静岡市等への要望活動に同席した。

エ 社会体験研修（県立高校教員研修）への支援

当団体の活動状況や自然環境の保全、環境教育について知見を深める機会となる「大井川源流の

碑銘板リレー」及び「井川マウンテンマラソンにおける普及啓発」業務を高校教員の社会体験研修として提供・実施した。

2 法人管理事業

(1) 会議運営事業

財団の法人活動の方針を決定するため、理事会、評議員会、監事監査及び現地視察を開催した。

開催日	会議	会場
令和6年5月31日	監事監査	書面
令和6年6月12日	第1回理事会	書面
令和6年6月20日	第1回評議員会	JR 静岡駅ビル パルシェ7階 第1会議室
令和6年6月20日	第2回理事会	書面
令和6年10月17日	第3回理事会	JR 静岡駅ビル パルシェ7階 D会議室
令和6年11月1日から 令和6年11月2日まで	現地巡検	川根本町、井川地区
令和7年3月19日	第4回理事会	ふじのくに地球環境史ミュージアム3階会議室

(2) 総務関連事務事業

ア 法務関係事務

役員任期期限等による登記に係る法務手続、財団運営に係る各種規程の策定及び改定を実施した。

イ 会計関係事務

事務局長を会計責任者として会計処理を行った。また、静岡県の南アルプスモデル推進事業費補助金の交付決定を受けた。

ウ 人事関係事務

(ア) 採用関係

令和6年4月1日付でレンジャー1人を採用し、給与及び賞与の支給、福利厚生整備の整備、勤怠管理を行った。

また、令和6年5月1日付けで企画総務課長の再任用し、関係機関に所定の手続きを行った。

(イ) 職員募集に係る手続

令和6年4月9日から5月9日まで、レンジャー補佐（非常勤）の募集活動を行った。応募件数は0件であった。

エ 職員の安全対策及び技術向上関係事務

財団就業規則第11条及び令和6年度事業計画に基づき、財団の求める人材像の形成と業務実施に必要な技術習得を目的として、研修会、研究会等への出席を促した。

日付	内容	場所
令和6年 8月20日-21日	キャリア開発研修として、業務への取り組み姿勢等について研修	静岡市
令和6年 8月24日-25日	ユネスコエコパーク地域内の山梨県内各地域の首長による、自然保護活動等への取組紹介ほか、フィールド活動体験	山梨県 (韮崎文化ホールほか)
令和6年 11月25日	南アルプスで活動する研究者による、自然保護や地殻活動観測について研修	静岡市
令和7年 2月1日-2日	雪上の登山技術の習得に係る研修と山岳関係者との意見交換	御殿場市

令和7年 2月4日-5日 2月18日-20日	ドローン操縦を行うための技能及び知識習得に係る研修	静岡市
------------------------------	---------------------------	-----

(3) 事務所整備事業

静岡市より南アルプス自然ふれあいセンター（静岡市葵区田代 1301 番 1）の一部を借り受け、活動拠点としている榎島ベースについて、引き続き施設の管理を行った。また、同施設に隣接する南アルプス学フィールドステーションについての管理にあたり、『使用のしおり』を作成し、利用上の留意事項を明記し、適正利用を推進した。

(4) 備品・物品管理事業

昨年度に引き続き、財団の現地活動用に車両2台をリースし管理した。

(5) 広報事業

財団を紹介するパンフレットを活用し、財団の活動紹介に努めた関係団体等との意見交換を通じて認知度向上に努めた。

また、財団の公式ロゴマークを名刺や封筒に活用する他、コースターやトートバックといったノベルティを制作し、財団の認知度向上につなげた。

加えて、新聞記者の現地取材等に対応し、活動状況を情報発信した。

日付	媒体	タイトル等
令和6年4月25日	静岡新聞	南アルプス保全・利活用へ 静岡市と10団体 取組共有、援助、連携宣言
令和6年4月27日	静岡新聞	南アルプス課題共有 静岡市、10社と「パートナーシップ」 鹿害対策や魅力発信
令和6年5月15日	静岡新聞	「大井川源流の碑」接地参加を銘板背負ってリレー形式 吉田町から南アルプスまで
令和6年5月15日	読売新聞	大井川源流の碑設置協力者募集
令和6年5月15日	静岡朝日テレビ	静岡県最北部の間ノ岳に大井川源流の碑を設置 ユネスコエコパーク登録10年を記念して
令和6年5月21日	中日新聞	南アルプスユネスコ登録10周年 大井川源流に石碑 徒歩リレー設置へ 参加の個人や団体募集
令和6年7月6日	静岡新聞	「大井川源流の碑」市民リレー 南アルプスユネスコ登録10周年 川の恵み 再認識
令和6年7月14日	静岡新聞	南アルプス学入門① 拝啓大井川源流の地から
令和6年7月22日	静岡新聞	「大井川源流の碑」銘板到達 南アルプス・間ノ岳直下 本体荷揚げし設置へ
令和6年8月17日	静岡新聞	南アルプス共生の頂 エコパーク登録10周年 (上) 高山の自然 進む植生保護 残る食害
令和6年9月1日	静岡新聞	南アルプス学入門⑧ 大井川 最初の一滴への冒険
令和7年2月16日	朝日新聞	南アルプス 安全に登って シーズンに向け静岡で講習会

3 受託事業

(1) 南アルプス高山植物保全対策業務

項目	内容
発注者	静岡県（くらし・環境部 環境局 自然保護課）
契約日	令和6年4月17日

契約金額	4,818,000円（内消費税相当額 438,000円）
委託期間	令和6年4月17日から11月29日まで
業務内容	
目的	南アルプス国立公園及び南アルプスユネスコエコパークの優れた自然景観と生物多様性を保全するとともに、適正な利用を図るため、以下の計画等に基づき、調査及び保全対策を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・南アルプスニホンジカ対策方針（令和4年度改正、南アルプス自然環境保全活用連携協議会） ・生態系維持回復事業実施計画（令和3年度変更、静岡県） ・静岡県における南アルプスニホンジカ対策防鹿柵取組実績及び効果の検証・今後の取組方針（令和5年度変更、静岡県）
個別業務	<ul style="list-style-type: none"> （1）植物相及び植生の監視 <ul style="list-style-type: none"> ア ニホンジカの影響を把握するための調査 イ 植生保全対策の実施効果を把握するための調査 （2）植生保全対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ア 防鹿柵の整備 イ 植生保護柵の整備 （3）南アルプス高山植物種子保存プロジェクト対象植物の生育状況調査 （4）事業実施計画案の作成等

(2) 南アルプスモデル推進業務

項目	内容
発注者	静岡県（くらし・環境部 環境局 自然保護課）
契約日	令和6年7月19日
契約金額	6,578,000円（内消費税相当額 598,000円）
委託期間	令和6年7月19日から令和7年3月17日まで
業務内容	
目的	ユネスコエコパークが持つ3つの機能及び本県が提唱する、科学的知見に基づき環境保全を進めながら利活用を促進する「南アルプスモデル」の実現を図るとともに、南アルプスをより良い形で次世代に引き継ぐことを目的に実施する。
個別業務	<ul style="list-style-type: none"> 1 未来デザイン推進業務 <ul style="list-style-type: none"> ・南アルプス地域で活動する若手を中心とした意見交換会の実施 2 普及啓発活動実施業務 <ul style="list-style-type: none"> ・南アルプスでの取組や魅力を発信する活動の実施 3 魅力発信素材制作業務 <ul style="list-style-type: none"> ・魅力発信素材の制作

(3) 南アルプス登山マナー・安全普及啓発業務

項目	内容
発注者	静岡県（スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光政策課）
契約日	令和6年12月4日
契約金額	319,000円（内消費税相当額 29,000円）
委託期間	令和6年12月4日から令和7年3月14日まで
業務内容	
目的	南アルプスの保全と観光の調和を図るため、南アルプス国立公園を訪れる団体登山の引率者、企画者を中心とした登山に関心のある県民を対象に、登山マナーの普及啓発することを目的に講習会を実施する。
個別業務	<p>以下の内容を学ぶことができる講習会を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南アルプス登山の特徴 ・遭難事例&困った登山者の事例から学ぶ安全登山 ・登山道ピッチマップ等の公開ツールを活用した登山計画の作成

	・施設（登山道・山小屋）の利用方法
--	-------------------

(4) 静岡新聞原稿執筆業務

項目	内容
発注者	株式会社静岡新聞社
契約日	令和6年7月1日
契約金額	20,000円（内消費税相当額 1,818円）
委託期間	令和6年7月1日から令和7年11月30日まで
業務内容	
目的	様々な専門分野の方々から見た、南アルプスの魅力を広く県民に伝える。
個別業務	令和6年7月14日、9月1日に「南アルプス学入門」コーナーに掲載する現行の作成。

令和6年度貸借対照表

令和 7 年 3 月 31 日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
1 流 動 資 産			
普 通 預 金	14,409,405	12,327,002	2,082,403
受 託 料 未 収 金	6,578,000	6,886,000	△308,000
貯 蔵 品	15,848	13,666	2,182
立 替 金	129,536		129,536
流 動 資 産 合 計	21,132,789	19,226,668	1,906,121
2 固 定 資 産			
(1) 基 本 財 産			
基 本 財 産	3,000,000	3,000,000	
基 本 財 産 合 計	3,000,000	3,000,000	0
(2) そ の 他 固 定 資 産			
什 器 備 品	408,066	680,110	△272,044
そ の 他 固 定 資 産 合 計	408,066	680,110	△272,044
固 定 資 産 合 計	3,408,066	3,680,110	△272,044
資 産 合 計	24,540,855	22,906,778	1,634,077
II 負 債 の 部			
1 流 動 負 債			
未 払 金	1,509,398	3,106,480	△1,597,082
預 り 金	62,102	47,162	14,940
仮 受 金	3,800,127	2,034,459	1,765,668
未 払 消 費 税 等	213,500	195,100	18,400
流 動 負 債 合 計	5,585,127	5,383,201	201,926
負 債 合 計	5,585,127	5,383,201	201,926
III 正 味 財 産 の 部			
1 一 般 正 味 財 産	18,955,728	17,523,577	1,432,151
(内 基 本 財 産 へ の 充 当 額)	(3,000,000)	(3,000,000)	(0)
(内 特 定 資 産 へ の 充 当 額)	(0)	(0)	(0)
正 味 財 産 合 計	18,955,728	17,523,577	1,432,151
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	24,540,855	22,906,778	1,634,077

令和6年度正味財産増減計算書

自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	(51)	(51)	(0)
基本財産受取利息	51	51	
② 事業収益	(11,749,000)	(10,736,000)	(1,013,000)
受託収入(県)	11,396,000	10,736,000	660,000
他事業収益	353,000		353,000
③ 受取補助金等	(27,699,873)	(29,465,541)	(Δ1,765,668)
受取地方公共団体補助金	27,699,873	29,465,541	Δ1,765,668
④ 雑収益	(8,923)	(143)	(8,780)
受取利息	8,923	143	8,780
経常収益計	39,457,847	40,201,735	Δ743,888
(2) 経常費用			
① 事業経費	(23,809,934)	(21,056,783)	(2,753,151)
給料手当	11,884,243	9,930,079	1,954,164
法定福利費	3,424,162	3,111,981	312,181
旅費交通費	2,100,514	1,522,164	578,350
通信運搬費	191,756	146,224	45,532
減価償却費	176,216	293,692	Δ117,476
消耗什器備品費		507,786	Δ507,786
消耗品費	1,304,426	938,554	365,872
修繕費	217,264	210,374	6,890
印刷製本費	49,790	7,700	42,090
燃料費	381,203	430,384	Δ49,181
光熱水料費	1,592		1,592
保険料	42,948	74,162	Δ31,214
諸謝金	1,025,070	901,143	123,927
租税公課	213,500	207,500	6,000
委託費	400,400	400,400	
リース料	1,916,340	2,062,570	Δ146,230
雑費	44,545	276,970	Δ232,425
新聞図書費	31,275	35,100	Δ3,825
新教育研究費	317,300		317,300
会費	87,390		87,390
事業費計	23,809,934	21,056,783	2,753,151
② 管理費			
役員報酬	5,665,173	6,533,136	Δ867,963
給料手当	1,811,984	2,428,070	Δ616,086

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
賞 与 手 当	1,323,799		1,323,799
退 職 給 付 費 用	90,000	1,344,471	Δ1,254,471
法 定 福 利 費	1,226,141	1,173,539	52,602
福 利 厚 生 費	51,254	69,991	Δ18,737
会 議 費	65,210	36,820	28,390
旅 費 交 通 費	393,606	744,739	Δ351,133
通 信 運 搬 費	187,775	180,174	7,601
減 価 償 却 費	95,828	159,712	Δ63,884
消 耗 品 費	387,686	712,433	Δ324,747
修 繕 費	47,817	128,260	Δ80,443
印 刷 製 本 費	21,076	12,760	8,316
光 熱 水 料 費	48,832	28,709	20,123
地 代 家 賃	290,400	290,400	
諸 謝 金	1,051,600	710,723	340,877
租 税 公 課	68,750	3,700	65,050
リ ー ス 料	33,250		33,250
雑 費	23,100	20,190	2,910
広 告 宣 伝 費	91,696	1,278,219	Δ1,186,523
支 払 手 数 料	131,810	96,690	35,120
諸 会 費	25,000	25,000	
新 聞 図 書 費	87,075	84,505	2,570
委 託 費	400,400	400,400	
管 理 費 計	13,619,262	16,462,641	Δ2,843,379
経 常 費 用 計	37,429,196	37,519,424	Δ90,228
評価損益等調整前当期経常増減額	2,028,651	2,682,311	Δ653,660
評 価 損 益 等 計	0	0	0
当 期 経 常 増 減 額	2,028,651	2,682,311	Δ653,660
2 経 常 外 増 減 の 部			
(1) 経 常 外 収 益			
経 常 外 収 益 計	0	0	0
(2) 経 常 外 費 用			
経 常 外 費 用 計	0	0	0
当 期 経 常 外 増 減 額	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	2,028,651	2,682,311	Δ653,660
税引前当期一般正味財産増減額	2,028,651	2,682,311	Δ653,660
法人税、住民税及び事業税	596,500	257,100	339,400
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	1,432,151	2,425,211	Δ993,060
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	17,523,577	15,098,366	2,425,211
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	18,955,728	17,523,577	1,432,151

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	18,955,728	17,523,577	1,432,151